

公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

公舎の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

公舎の管理及び使用に関する規則（昭和33年岩手県規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公舎料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公舎料は、月額とし、その額は、<u>使用に係る公舎の延べ面積に当該公舎の専用物置の面積を加算した面積（次項及び第4項の規定により面積が控除されたときは、その控除後の面積とし、1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。）</u>に、別表に掲げる当該公舎の構造及び延べ面積の区分に応じ、同表の経過年数及び金額の欄に定める金額を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>使用に係る公舎の延べ面積に知事が直接公用に供するものと認める面積を含むときは、当該公舎の延べ面積から当該公用に供する面積を控除するものとする。</u></p> <p>4 <u>使用に係る公舎の延べ面積（前項の規定により面積が控除されたときは、その控除後の面積とする。以下この項において同じ。）に当該公舎の専用物置の面積を加算した面積が、100平方メートルを超えるときは、当該公舎の延べ面積に当該公舎の専用物置の面積を加算した面積から100平方メートルを超える部分の面積の100分の50に相当する面積を控除するものとする。</u></p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公舎の公舎料の額は、同項の規定により算定された額に当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1) <u>昇降機が設置されている公舎 当該昇降機の保守に要する経費を勘案して知事が別に定める方法により算定した額</u></p> <p>(2) <u>駐車場（公舎に入舎する者が保有する自動車を駐車するための場所をいう。）を有している公舎 駐車場1区画の利用につき1,450円</u></p> <p>6 第2項又は前項の規定により算出された公舎料の額が1,000円未満の場合にあつては1,000円とし、当該額が1,000円以上の場合であつて当該額に10円未満の端数があるときにあつては当該端数を10円に切り上げた額とする。</p> <p>7 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、<u>第2項、第5項又は前項の規定により算定された額を日割りで</u></p>	<p>(公舎料)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公舎料は、月額とし、その額は、公舎の構造、所在地、延べ面積、経過年数等を考慮して知事が別に定める額とする。</p> <p>3 公舎の使用期間が1月に満たない場合の公舎料の額は、前項の規定による公舎料の額を日割りで計算した額とする。</p>

計算した額とする。

8 [略]

(費用の負担区分)

第7条 次の各号に掲げる費用は、県の負担とする。

(1) [略]

(2) 知事が必要と認めて施行する公舎若しくはその附属建物の増改築若しくは模様替え又は給排水、電気、ガス若しくは電話の施設に要する費用

(3) 公舎の畳の表替えに要する費用

(4) 前3号に定めるもののほか、知事が必要と認めて施行する公舎の維持修繕に要する費用

第8条 入居者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) [略]

(2) 窓、戸障子又はふすまなどのガラス又は紙の張替その他公舎の維持保存上必要な修繕に要する費用

(3) 電気料（屋外灯の電気料を含む。）、水道料若しくはガス料又は電気、水道若しくはガスの器具の破損の修理に要する費用

4 [略]

(費用の負担区分)

第7条 次に掲げる費用は、県の負担とする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて施行する公舎の維持修繕に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める費用

第8条 入居者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) [略]

(2) 電気料（屋外灯の電気料を含む。）、水道料又はガス料

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める費用

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。